

改正 平成5年10月1日杉教学庶発第764号 平成6年4月1日杉教学庶発第212号
平成12年4月1日杉教庶発第293号 平成16年4月19日杉教発第434号
平成22年3月24日杉教第12084号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が共催、後援及び協賛（以下「後援等」という。）をする事業にかかる委員会名義の使用承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用承認の形態)

第2条 委員会名義の使用承認の形態は、次のとおりとする。

- (1) 共催 委員会の事業又はこれに密接な関係を有する事業について、委員会以外の団体（以下「主催者」という。）と委員会が、当該事業を実施するため、委員会名義の使用を承認することをいう。
- (2) 後援 主催者が行う事業に委員会が協力するため、委員会名義の使用を承認することをいう。
- (3) 協賛 主催者が行う事業に委員会が賛同の意思を表示するため、委員会名義の使用を承認することをいう。

(使用承認の名義)

第3条 後援等において、委員会が使用を承認する名義は、杉並区教育委員会とする。

(使用承認の基準)

第4条 委員会名義の使用承認は、主催者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体であること。
 - (2) 学校又は学校の連合体であること。
 - (3) 区が出資する公益法人であること。
 - (4) 社会教育関係団体（社会体育団体を含む。）であること。
 - (5) 公益法人その他これに準ずる団体（ただし、宗教法人は除く。）であること。
 - (6) その他委員会が主催者として適当と認めるものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会名義の使用承認は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 事業目的が明らかに教育、学術、文化の向上普及に寄与するもので、公益性のあるものであること。
 - (2) 委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。
 - (3) 事業活動が非営利であること。
 - (4) 政治目的又は宗教活動を有しないものであること。
 - (5) 事業規模が委員会名義の使用を承認するにふさわしいものであること。
 - (6) 講習会等にあつては、その講師が事業目的に真に適当な人であること。
 - (7) 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。
 - (8) 主催者が、参加者等から徴収する入場料、参加料等の額は、事業に要する最少必要経費の範囲内であること。
 - (9) 主催者自らのために行う寄附又は署名活動を行わないこと。ただし、委員会が適当と認めるものはこの限りでない。
 - (10) 主催者を構成する団体への加入を勧誘しないこと。
 - (11) 主催者がこれまでの後援等の名義使用において、前各号に掲げる要件に違反していないこと。

(申請手続)

第5条 委員会は、委員会名義の使用承認を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）があるときは、杉並区教育委員会後援等名義使用承認申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 主催者の活動目的などを定めた規約などを含む主催者の存在目的、基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他事業関係者の住所、氏名及び連絡先を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（予算書を含む。）

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類は、次に掲げる場合に該当するときは、その提出を省略することができる。

- (1) 申請者が、前条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する場合
- (2) 申請者が、同一年度において後援等の名義使用の承認を受けた際に提出した書類と、新たに申請する際に提出する書類がその内容において変更がない場合

(使用承認及び不承認)

第6条 委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、第4条の使用承認の基準に適合するか否かを審査の上、承認の可否を決定し、杉並区教育委員会後援等名義使用承認（不承認）通知書（第2号様式）により条件（不承認の場合には理由）を付して申請者に通知するものとする。

2 委員会が管理する施設を後援等により、無償あるいは減額し使用させる場合は、主管課長の合議を経なければならない。

(承認の条件)

第7条 前条に規定する名義使用承認の条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名義使用承認期間は承認した日から当該事業終了までとし、6か月を限度とする。ただし、引き続き申請のある場合又は事業の性質上やむを得ない場合はこの限りでない。
- (2) 名義使用承認後、事業計画に変更があった場合は直ちに届けさせること。
- (3) 事業終了後は、その結果について報告書を提出させること。
- (4) 事業の後援等に当って、委員会が経費の分担（経費の直接執行を含む。）又は事務の分担をする場合は協定書を作成し、それぞれの分担範囲を明確にすること。ただし、協定書の必要がないと認められるときは、省略することができる。

(承認の取消し等)

第8条 承認条件の履行を怠り又は申請内容に著しい相違があった場合は、名義使用承認を取消しすることができる。

2 委員会名義の無断使用があった場合は、警告を行うものとする。

(報告)

第9条 名義使用を承認した事案については、教育委員会に報告を行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月20日から施行する。
- 2 杉並区教育委員会後援名義等使用承認基準について（昭和45年6月1日杉教学庶第181号）は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、既に名義使用を承認されているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日杉教第12084号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

様式 略